

原子力発電からの脱却とエネルギー政策の転換を求める意見書

66年前に核兵器により被爆した広島と長崎の後、国は二度とこういう惨状が起こらないようにと原子力の平和利用を安全に進めてきました。しかし東日本大震災の津波で福島第一原子力発電所がレベル7というチェルノブイリに次ぐ大きな事故となり、発生後6ヶ月以上経過した現在でも収束の目処は立っていません。

福島の避難地域の住民が長期にわたり避難生活を強いられ、地域以外の住民も通常よりも高い放射線の中で生活し、放射能の除染の計画もいつ終わるかわからない状態です。また農作物、畜産物においても放射能汚染の不安は全国的に広がっています。

国民の原子力政策に対する不信・不安は頂点に達しており、人体に有害な放射能を放出する核と人類の共存は困難です。将来に負の遺産を残さず安心して安全な国民生活を保障する事が重要な政策です。

政府はこの度の事故を鑑み原子力発電からの脱却と自然エネルギーを推進する事を求め次ぎの事項を実施されることを強く要望します。

記

- 1、原子力発電を早期に見直し、自然エネルギー政策を推進すること。
- 2、既存の原子力発電所を順次運転停止し、新たな建設や増設を行わないこと。
- 3、放射能汚染物の処理場を早期に計画し建設すること。
- 4、放射能の食品汚染の測定を長期にわたり続け公表すること。
- 5、独立系発電事業者が売電できるように発電と送電の事業分離の推進を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月27日

兵庫県南あわじ市議会議長 阿 部 計 一

◎農林水産大臣 鹿野道彦
〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1
中央合同庁舎1号館

◎経済産業大臣 原子力経済被害担当
枝野幸男
〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

◎原発事故の収束及び再発防止担当
内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）
細野豪志
〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
中央合同庁舎5号館本館

◎東日本大震災復興対策担当 内閣府特命担当大臣(防災)
平野達男
〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13
三会堂ビル6F

◎内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
山岡賢次
〒100-8974 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号